

貸切バスの適正化事業に関する説明会

1. 平成29年度負担金の額及び納付方法について
 2. 巡回指導等の実施について
-

平成29年7月

一般財団法人 関東貸切バス適正化センター

1. 関東貸切バス適正化センターについて

- ◆ **設立日** 平成29年4月3日
- ◆ **設立者** 一般社団法人 神奈川県バス協会
- ◆ **代表者** 鷹箸 有宇壽（前 運輸審議会会長）
- ◆ **事業** 一般貸切旅客自動車運送適正化事業（国土交通大臣指定機関）
- ◆ **事務所** 埼玉県トラック総合会館内（埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目299番地3）
- ◆ **管轄区域** 東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県

1. センターの業務

① 巡回指導業務

- 貸切バス事業者に対する巡回指導の実施
 - ・体制：適正化事業指導員2名1組
 - ・頻度：原則、各営業所ごとに毎年1回実施
 - ・内容：国による監査に準じて法令遵守状況の確認・改善指導を行い、悪質な違反事業者は監査対象として国に通報

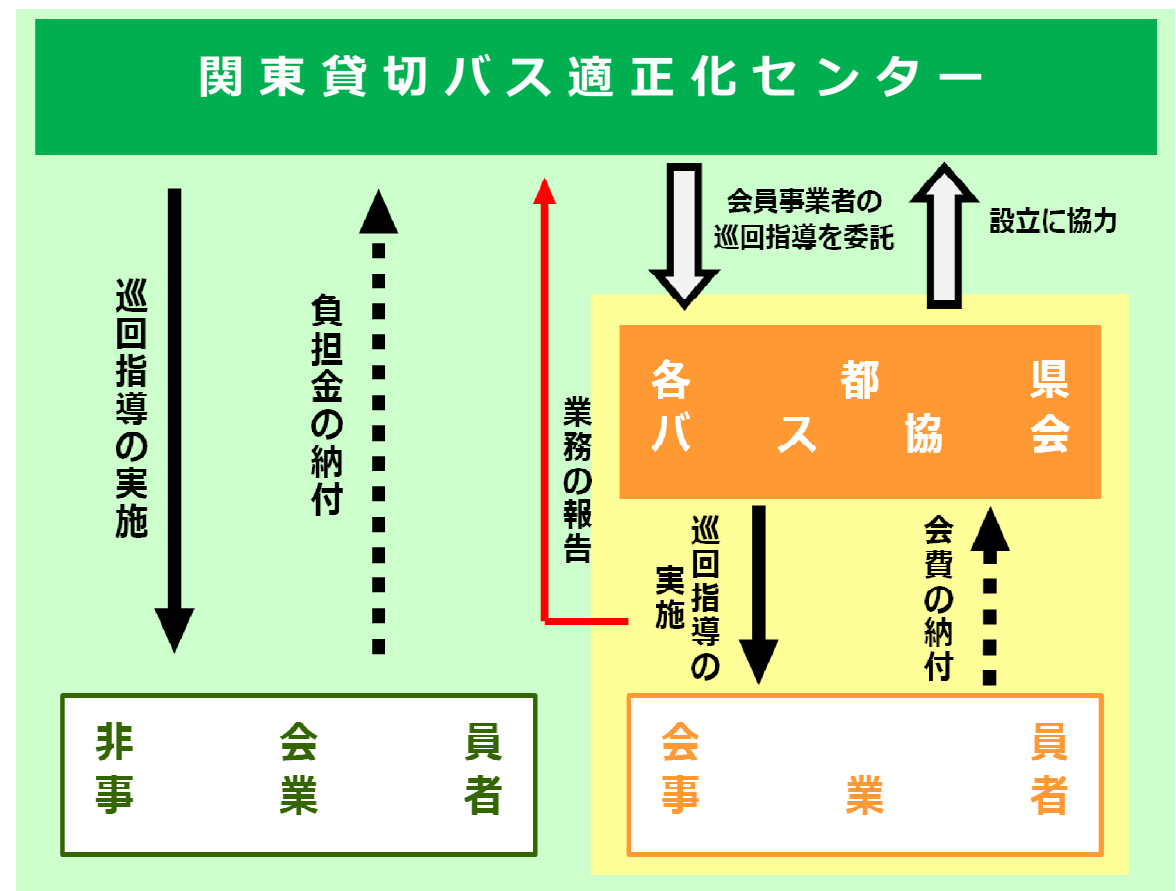
② 運転者の育成、共同施設の設置・運営等

- 運転者の育成を図るための研修
- 運転者の休憩施設、旅客の共同乗降場所、バスの待機場所の設置・運営

③ その他の業務

- 秩序確立等のための啓発・広報
- 旅客からの苦情の処理
- 負担金の徴収

2. 地方バス協会へ業務の一部委託



2. 平成29年度負担金の額及び納付方法について

道路運送法の一部改正（平成28年12月）

- 貸切バス事業者に対して適正化機関による巡回指導等を行うため、当該機関による貸切バス事業者からの負担金徴収の制度を創設

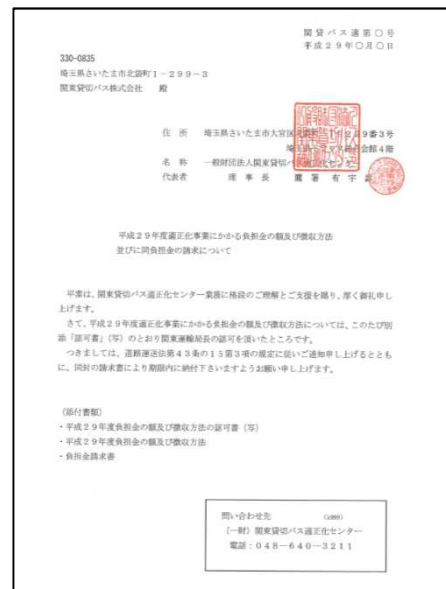
（負担金の徴収）

第四十三条の十五 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、第四十三条の二第一項の指定に係る区域内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者から、負担金を徴収することができる。

- 2 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、毎事業年度、前項の負担金の額及び徴収方法について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 3 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、前項の認可を受けたときは、当該一般貸切旅客自動車運送適正化機関の第四十三条の二第一項の指定に係る区域内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

（平成29年6月28日関自旅一第392号により認可）

（納付通知の発送）



2. 平成29年度負担金の額及び納付方法について

(1) 負担金の額

- ① 1両あたり1カ年 6,650円 ② 1営業所あたり1カ年 44,740円

(2) 負担金の額の算出基礎

平成29年度の適正化事業の実施に要する総費用を、[※]管轄区域内の巡回指導対象事業者に係る車両数及び営業所数をもって按分したものの。

(3) 負担金の請求

- ◆ 平成29年6月1日現在の貸切バス車両数及び営業所数をもって、1カ年分の負担金の額を算出する。
(平成30年度以降については、毎年2月1日現在の車両数及び営業所数をもって、1カ年分の負担金の額を算出)
- ◆ 平成29年6月1日現在において、管轄区域内の地方バス協会会員である営業所及び当該営業所に属する貸切バス車両については、負担金の算出及び請求の対象から除外する。(地方バス協会が当センターより適正化事業にかかる業務の一部を受託し、会員事業者への巡回指導を実施するため。)
- ◆ 平成29年6月2日から平成30年1月31日までの間に管轄区域内の地方バス協会会員となった営業所及び当該営業所に属する貸切バス車両に係る納付済みの負担金については、精算を行う。

※ 「管轄区域」は、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県となります。

(注) 本資料は、概要を記載しておりますので、詳細については「平成29年度負担金の額及び徴収方法」にてご確認ください。

2. 平成29年度負担金の額及び納付方法について

(4) 負担金の精算

年度途中に事業計画の変更等を行った場合に係る負担金の精算の取扱いは以下のとおり。

事業廃止、許可取消	精算
事業の休止、再開	精算
事業の譲渡及び譲受、事業の分割、合併、相続	精算
事業計画の変更 ・適正化機関の※管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い当該適正化機関の管轄区域内に新たに営業所を有することとなった場合	新たに請求
・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該適正化機関の管轄区域内に営業所が存在しないこととなった場合	精算
事業計画の変更（上記以外）	精算しない
平成29年6月2日から平成30年1月31日までの間に管轄区域内の地方バス協会会員となった営業所及び当該営業所に属する貸切バス車両についての負担金 ※ 会員でなくなった場合は新たに請求	精算

※ 「管轄区域」は、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県となります。

(注) 本資料は、概要を記載しておりますので、詳細については「平成29年度負担金の額及び徴収方法」にてご確認ください。

2. 平成29年度負担金の額及び納付方法について

《 負担金の請求方法 》



◆ 負担金の額

① 1両あたり1カ年 6,650円 ② 1営業所あたり1カ年 44,740円

※ 平成29年6月1日現在の「貸切バス車両数（①）」及び「営業所数（②）」をもって、1カ年分の負担金を請求します。

例：株式会社●●観光バス 本社営業所 車両数5両

・営業所の数 = 1 営業所 ・車両数 = 5 両

	×	1	×	44,740円	=	44,740円	}	44,740円 + 33,250円 = <b style="color: red;">請求額 77,990円
	×	5	×	6,650円	=	33,250円		

※ 複数営業所を保有している場合、各営業所ごとに上記の計算を行い、各営業所ごとに作成した請求書を「事業者の主たる事務所」あてにまとめて送付します。

※ 各請求書ごとの一カ年分の負担金を銀行振込により一括納付していただきます。

※ 詳細については、別途送付している「納付通知書（請求書）」をご確認ください。

2. 平成29年度負担金の額及び納付方法について

《 負担金納付の流れ 》

6月28日 負担金の額及び徴収方法の認可

6月30日 負担金の請求（請求書郵送）
7月28日 納付期限

未納付(納付期限の翌日から
延滞金(年利14.6%))

納付
(銀行振込)

8～9月 督促の実施（郵送等により2回以上）

9～10月 国への報告

10月～11月 国による納付命令
・命令前に負担金納付の有無を最終確認
・納付期限（通知翌日から10日～1ヶ月後）

(命令に従わない場合)

11月～12月 納付命令による納付期限後
・行政処分前に負担金納付の有無を最終確認
・行政処分（初違反：60日車）

※行政処分後も納付されない場合

行政処分後、国による再納付命令
・再命令前に負担金納付の有無を最終確認
・納付期限（通知翌日から10日～1ヶ月後）

(再命令に従わない場合)

再納付命令による納付期限後
・行政処分前に負担金納付の有無を最終確認
・行政処分（再違反：許可取消）

請求書

平330-0835
埼玉県さいたま市北區町1-299-3
平成29年〇月〇日

関東貸切バス株式会社 宛
一般財団法人 関東貸切バス適正化センター

負担金の単価	事業者情報
年額 営業所1カ所あたり 44,740円 事業用自動車1台あたり 6,650円	営業所の数 1カ所 事業用自動車の数 11台
	①営業所 44,740円 × 1 = 44,740円 ②事業用自動車 6,650円 × 11 = 73,100円 合計 117,890円

請求額 平成29年度負担金 ¥117,890※

納付方法	納付額	納付期限
一括納付	117,890円	平成29年〇月〇日

振込先銀行口座
埼玉りそな銀行（さいたま新都心支店） みずほ銀行（大宮支店） 三井住友銀行（大宮支店）
普通預金 0314051 普通預金 1686382 普通預金 8307346

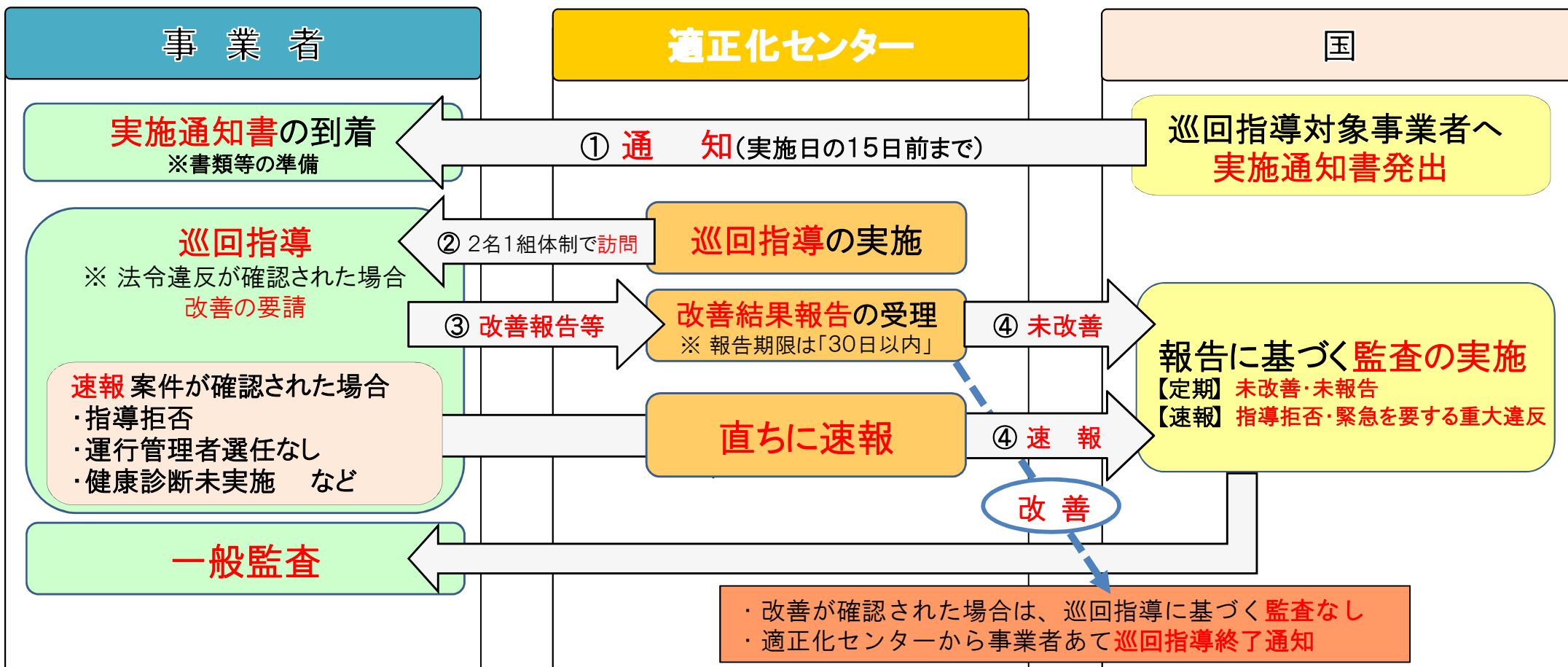
一般財団法人 関東貸切バス適正化センター
ザイノ カントウカシキリバスセンター
※延滞手数料は、振込人において負担いただきますようお願いいたします。

備考
適正化事業負担金の請求につきましては、道路運送法第43条の15第2項の規定に基づき認可された平成29年度適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法によるものです。

一般財団法人 関東貸切バス適正化センター
所在地 埼玉県さいたま市大宮区北區町1-299-3
電話 048-640-3211

3. 巡回指導等の実施について

○ 関東貸切バス適正化センターは、国が行う監査を補完するため、国の監査対象事業者以外の事業者を対象に巡回指導を実施し、業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し、業界全体の安全意識の向上を図ることを目的とする。



【参考】

関東貸切バス適正化センターは、上記の巡回指導業務のほか、苦情処理業務について実施致します。苦情処理業務を適正かつ円滑に処理するとともに、貸切バス事業の輸送の安全確保に努めて参りますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

3. 巡回指導等の実施について

○ 巡回指導時の確認項目

巡回指導項目			
区分	項目	区分	項目
1. 事業計画等	① 主たる事務所及び営業所の名称及び位置	4. 運送引受書及び営業区域・運賃	① 運送引受書の作成、交付、保存
	② 営業所に配置する事業用自動車の数		② 営業区域外運送の有無
	③ 自動車車庫の位置及び収容能力		③ 届出運賃の適正な収受
	④ 乗務員の休憩、睡眠施設の位置及び収容能力	5. 車両管理等	① 整備管理規程
	⑤ 乗務員の休憩、睡眠施設の保守及び管理		② 整備管理者の選任、届出
	⑥ 名義貸し及び事業の貸渡し等の有無		③ 整備管理者研修の受講
2. 帳票等の整備・報告等	① 事故の記録、保存		④ 日常点検
	② 自動車事故報告書の届出		⑤ 定期点検整備及び点検整備記録簿
	③ 乗務員台帳の作成、保存	6. 労働基準法等	① 就業規則の制定、届出
	④ 車両台帳		② 36協定の締結、届出
	⑤ 事業報告書、輸送実績報告書の提出		③ 所定の健康診断の受診、結果の記録・保存
3. 運行管理等	① 運行管理規程	7. 保険加入及び社会保険加入等	① 賠償責任保険等（対人：無制限、対物：200万円以上）の加入
	② 運行管理者の選任、届出	8. 苦情処理	② 労災保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入
	③ 運行管理補助者の選任、届出		① 苦情の取扱い
	④ 運行管理者講習の受講	9. 運輸安全マネジメント等	① 安全管理規程の制定、届出
	⑤ 運転者の選任		② 安全統括管理者の選任、届出
	⑥ 運転者の勤務時間・乗務時間		③ 輸送の安全にかかわる情報の公表及び国への報告
	⑦ 点呼の実施及び記録、保存	10. その他	① 営業所における掲示
	⑧ 点呼の際のアルコール検知器の使用		② 車体表示
	⑨ 乗務の記録、保存		③ 車内表示等
	⑩ 運行記録計による記録、保存		
	⑪ 運行指示書の作成、指示、携行、保存		
	⑫ 特定の運転者に対する適性診断		
	⑬ 特定の運転者に対する特別な指導		
	⑭ 運転者に対する指導監督の実施、記録、保存		
	⑮ 乗務員の服務規律		

3. 巡回指導等の実施について

○ 巡回指導時の準備書類等

<総務関係>

- ・ 経営許可申請書、事業計画変更申請書
- ・ 就業規則
- ・ 出勤簿
- ・ 健康診断記録簿
- ・ 労災保険加入台帳
- ・ 健康保険加入台帳
- ・ 運送引受書
- ・ 事故記録簿
- ・ 苦情記録簿
- ・ 事業報告書
- ・ 輸送実績報告書
- ・ 運送約款
- ・ 運賃・料金届出書
- ・ 36協定（写し）
- ・ 賃金台帳
- ・ 全車両の保険証券
- ・ 雇用保険加入
- ・ 厚生年金加入台帳
- ・ 運送申込書及び契約書の写し
- ・ 自動車事故報告書
- ・ 乗務員台帳
- ・ 車両台帳及び車検証
（車検証の写しだけでも可）

<運輸安全マネジメント関係>

- ・ 安全管理規程
- ・ 組織・災害緊急連絡体制図
- ・ 安全統括管理者届出書
- ・ 安全情報の公表（写）

<運行管理関係>

- ・ 運行管理者選任（解任）届出書
- ・ 運行管理者手帳
- ・ 点呼記録簿
- ・ 運行指示書
- ・ 適性診断受診結果
- ・ 運行記録計による記録
（チャート紙かデジタル式運行記録計による電磁式記録）
- ・ 運行管理規程
- ・ 運行管理者資格者証
- ・ 乗務等の記録（運転日報）
- ・ 教育年間（年度）計画
- ・ 乗務員教育記録簿
- ・ 乗務員服務規程

<整備管理関係>

- ・ 整備管理規程
- ・ 整備管理者研修修了書（手帳）
- ・ 日常点検表
- ・ 点検整備記録簿
- ・ 整備管理者選任（変更）届出書
- ・ 日常点検基準
- ・ 定期点検基準
- ・ 定期点検整備実施計画表

3. 巡回指導等の実施について

○ 巡回指導時の注意事項

- ・巡回指導員が「巡回指導項目」に関してお聞きしますので、それらに答えられる方の同席をお願いします。
また、「巡回指導項目」の内容以外についても伺う場合がありますので、ご承知ください。
- ・巡回指導員は巡回指導で伺った内容等を他の用途に使用することはありません。
- ・デジタルカメラ等で営業所の設備や書類を撮影しますが、撮影した記録は報告書の添付資料として使用させていただきます。
但し、撮影した記録はその他の目的には使用しません。
- ・公正かつ公平を保つため、巡回指導員に対する個人的な利益供与に繋がることは、固く辞退いたします。
- ・交通機関の乱れや不測の事態により開始時刻が遅れること、あるいは日程を変更する場合がありますので、予めご了承下さい。